

令和4年6月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 26 号 令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 27 号 令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 28 号 令和 4 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 29 号 射水市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用の自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 議案第 32 号 射水市市税条例等の一部改正について
- 議案第 33 号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 34 号 射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 35 号 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第 36 号 公有水面の埋立てについて
- 議案第 37 号 庄川水害予防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 38 号 市道路線の認定について
- 議案第 39 号 射水市立大門中学校長寿命化改良第 V 期（建築主体）工事請負契約について
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 7 号 建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）
- 報告第 8 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

議案第 29 号

射水市職員の給与に関する条例の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

25 令和 4 年 6 月に支給する射水市立保育園、射水市立幼稚園及び射水市立認定こども園に勤務する職員の期末手当の額は、第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に、期末手当基礎額に 100 分の 7.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の同条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年射水市条例第 45 号）

の一部を次のように改正する。

別表夜間看護手当の部を次のように改める。

夜間看護手当	射水市民病院において、看護師、准看護師又はこれらに準ずると市長が認める職員で、正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した職員	深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合 2, 150 円
		深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合 3, 100 円
		深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合 3, 550 円
		勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7, 300 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

議案第 31 号

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の 使用の公営に関する条例等の一部改正について

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の 使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用の公営に関する条例(平成 17 年射水市条例第 9 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ
中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

(射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例(平成 17 年射水市条例第 10 号)の一部を次のよ

うに改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

(射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第3条 射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年射水市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

射水市市税条例等の一部改正について

射水市市税条例等の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例等の一部を改正する条例

(射水市市税条例の一部改正)

第 1 条 射水市市税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条中「3, 0 0 0 円」を「年額 3, 0 0 0 円」に改める。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 25 条を削る。

(射水市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 射水市市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年射水市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中射水市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項、並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中射水市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（射水市市税条例の一部を改正する条例（射水市条例第22号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の射水市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受け

るべき第1条の規定による改正前の射水市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けらるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 17 年射水市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成 24 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号アを次のように改める。

ア 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精による不妊治療

第 3 条第 1 項中「（不妊治療開始前に行う不妊原因を調べるための検査費を含む。）」を削り、同項ただし書きを削り、同条第 2 項中「の適用または不適用を問わないもの」を「又は家族療養費の適用を受けているもの（限度回数を超えたことにより療養の給付又は家族療養費の適用にならないものを含む。）」に改め、同項ただし書きを削り、同項中各号を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成金の交付対象としないものとする。

- (1) 入院時の食事療養標準負担額
- (2) 文書料、個室料等の不妊治療に直接関係のない費用

第5条第1項中「30万円」を「10万円」に改める。

第6条第1項中「年度区分により、」を「不妊治療の区分に応じ、当該各号に定める期間内に」に改め、同項各号中「の属する年度内」を「から1年以内」に改め、第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の射水市不妊治療費助成に関する条例（次項において「新条例」という。）第2条、第3条及び第6条の規定は、令和4年4月1日以後に治療を開始した夫婦に適用し、同日前に治療を開始した夫婦については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定は、施行日以後に交付申請及び請求した夫婦（令和4年3月31日以前に治療を開始し令和5年3月31日までにこの条例による改正前の射水市不妊治療費助成に関する条例第2条第2号アに規定する特定不妊治療の1回の治療が終了した夫婦を除く。）に適用し、同日前に交付申請及び請求した夫婦に対して交付する助成金の限度額については、なお従前の例による。

議案第 35 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 27 年射水市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年」を「3 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 36 号

公有水面の埋立てについて

令和 4 年 4 月 21 日付け水漁第 80 号をもって富山県知事新田八朗から公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により意見を求められたが、当該申請に対し異義がない旨意見を述べたいので、同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 37 号

庄川水害予防組合同規約の変更に関する協議について

庄川水害予防組合同規約（昭和 26 年 9 月 26 日 富山県指令地第 1236 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

庄川水害予防組合規約の一部を変更する規約

庄川水害予防組合規約（昭和26年9月26日富山県指令地第1236号）
の一部を次のように変更する。

第8条第2項中「高岡市副市長中管理者の選任した者及び」を「高岡市副市長を、」に改める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

議案第 38 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
戸破 2 1 4 0 号線	手崎	手崎
大門長割 1 号線	大門	大門
中村 2 2 号線	中村	中村
八塚 1 7 号線	八塚	八塚
八塚 1 8 号線	八塚	八塚

議案第 39 号

射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅴ期（建築主体）工事請負 契約について

令和 4 年 5 月 24 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅴ期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅴ期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 499,400,000 円
(うち消費税等 45,400,000 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・くみあい建設射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅴ期（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市土合 1490 番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市鷺塚 65 番地 7
くみあい建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 竜一

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分第 5 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 13 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第

8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に次の一項を加える。

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定

熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の射水市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分第 4 号

射水市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

射水市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年射水市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 25 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 12 号

射水市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

射水市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年射水市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改める。

第 6 条 1 号中「を含む。第 28 条において同じ」を「及び法施行規則第 1 条第 1 号に規定する同居親族に準ずる者を含む。以下同じ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後第 6 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。) 以後に射水市特定公共賃貸住宅条例第2条第1項に規定する特定公共賃貸住宅の入居の申込み(以下「入居申込み」という。)をする者について適用し、施行日前に入居申込みをした者であって施行日以降に入居するものについては、なお従前の例による。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2	令和 4 年 3 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 10,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 12 月 28 日 場 所 射水市二口地内
3	令和 4 年 3 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 73,590 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 4 年 2 月 7 日 場 所 射水市太閤山 10 丁目地内
6	令和 4 年 5 月 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 90 パーセント 損害賠償額 市 248,104 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 4 年 2 月 6 日 場 所 射水市土合地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	令和4年5月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 251,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月28日 場 所 射水市太閤山1丁目地内
8	令和4年5月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 728,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月31日 場 所 射水市三ヶ地内
9	令和4年5月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 396,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年1月7日 場 所 射水市野村地内
10	令和4年5月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年1月20日 場 所 射水市戸破地内
11	令和4年5月6日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 187,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市朴木地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 2	令和 4 年 5 月 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 218,086円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月7日 場 所 射水市中太閤山19丁目地内
1 3	令和 4 年 5 月 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 194,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月7日 場 所 射水市赤井地内
1 4	令和 4 年 5 月 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 79,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市庄西町二丁目地内
1 5	令和 4 年 5 月 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 154,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市大島北野地内
1 6	令和 4 年 5 月 1 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 257,400円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	令和4年5月19日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 215,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月6日 場 所 射水市新開発地内
18	令和4年5月19日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 416,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市二口地内
19	令和4年5月17日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 124,619円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和4年4月20日 場 所 射水市立歌の森小学校

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 3 年度射水市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和3年度射水市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理費	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	7,000,000
		企画推進費	150,000,000	0	0	0	0	0	0
		戸籍住民基本台帳費	4,592,000	4,587,000	0	4,587,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉団体等対策事務費	1,500,000	1,500,000	0	750,000	0	0	750,000
		高齢者福祉施設費	65,502,000	65,502,000	0	65,502,000	0	0	0
		障害者福祉総務費	4,000,000	0	0	0	0	0	0
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費	662,751,000	403,356,397	0	403,356,397	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	子育て世帯への臨時特別給付金等給付費	253,900,000	81,768,744	0	81,768,744	0	0	0
		セーフティネット支援対策費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	新型コロナウイルスワクチン接種費	370,459,000	251,984,443	0	251,984,443	0	0	0
		衛生センター管理費	3,481,000	3,480,400	0	0	0	0	3,480,400
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業推進対策費	27,262,000	27,261,935	0	0	25,400,000	0	1,861,935

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収人 特定財源	未収人特定財源				その他
						国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	3 水 産 業 費	新湊漁港建設費	47,590,000	40,803,319	0	0	0	0	40,803,319	
		1 道 路 橋 梁 費	2,534,000	2,222,649	0	0	0	0	2,222,649	
	6 住 宅 費	市道新設改良費	14,445,000	12,972,000	0	0	0	0	12,972,000	
		地方道路交付金事業費	139,831,000	139,463,423	0	71,982,625	60,100,000	0	7,380,798	
		道路橋梁維持費	28,224,000	28,223,900	0	4,536,000	21,200,000	0	2,487,900	
		交通安全施設整備費	11,368,000	8,337,330	0	4,554,915	3,600,000	0	182,415	
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	73,478,000	32,958,800	0	17,822,840	12,900,000	0	2,235,960	
		消雪施設維持管理費	3,980,000	2,884,500	0	1,730,500	1,000,000	0	154,000	
		4 都 市 計 画 費	まちづくり交付金事業費	33,142,000	863,282	0	0	0	0	863,282
		公園維持管理費	37,633,700	30,017,300	0	15,000,000	15,000,000	0	17,300	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	建築指導費	1,300,000	1,300,000	0	900,000	0	0	400,000	
		重点密集市街地整備費	60,506,000	12,968,080	0	6,484,000	5,800,000	0	684,080	
		健康管理費(小)	18,000,000	18,000,000	0	9,000,000	0	0	9,000,000	

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
		歌の森小学校整備費	215,421,000	199,723,000	0	26,283,000	43,600,000	0	129,840,000	
3	中 学 校 費	学校管理費(中)	10,865,000	10,865,000	0	0	0	0	0	10,865,000
		健康管理費(中)	7,650,000	7,650,000	0	3,825,000	0	0	0	3,825,000
		大門中学校整備費	206,469,000	206,464,535	0	0	0	0	0	206,464,535
5	社 会 教 育 費	小杉文化ホール管理運営費	4,700,000	4,700,000	0	0	0	0	0	4,700,000
		大門総合会館管理運営費	3,110,000	3,110,000	0	0	0	0	0	3,110,000
6	保 健 体 育 費	スポーツ施設維持管理費	16,506,000	16,506,000	0	0	0	0	0	16,506,000
		海竜スポーツランド維持管理費	15,587,000	15,587,000	0	0	0	0	0	15,587,000
		フットボールセンター整備事業費	40,377,000	40,377,000	0	0	0	0	0	40,377,000
合	計		2,544,163,700	1,683,438,037	0	971,067,464	188,600,000	0	523,770,573	

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

令和 3 年度射水市水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越した
たので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定
により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和3年度射水市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	建設改良費	施設整備事業費 (中央幹線電気防食設備設置 工事)	39,000,000	0	39,000,000	0	39,000,000	0	0	道路管理者との協議に不 測の日数を要したため
		配水管等整備事業費 (新片町五丁目外地内公共下 水道(雨水)片口第1排水区 雨水函渠布設に伴う配水管移 設工事)	20,000,000	0	20,000,000	11,094,000	8,906,000	0	0	下水道工事が工期延長と なったため
	合	計	59,000,000	0	59,000,000	11,094,000	47,906,000	0	0	

報告第 8 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和 3 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和3年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	41,524,000	22,523,300	19,000,000	0	18,000,000	1,000,000	700		
		改築事業	183,848,000	106,608,459	77,239,000	32,212,000	41,500,000	3,527,000	541		
		雨水整備事業	197,700,000	30,905,995	166,792,000	74,712,000	81,200,000	10,880,000	2,005		支払い義務 が発生した ため
		特定環境保全 公共下水道事業	11,343,000	8,232,400	3,110,000	0	2,900,000	210,000	600		(他の関連 工事との調 整に期間を 要したため)
		農業集落 排水事業	37,857,000	27,414,800	10,442,000	0	9,900,000	542,000	200		
		合計	472,272,000	195,684,954	276,583,000	106,924,000	153,500,000	16,159,000	4,046		

(単位：円)